

定 款  
緑 の 募 金 要 綱

社団法人とくしま森とみどりの会

# 社団法人とくしま森とみどりの会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、社団法人とくしま森とみどりの会という。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を徳島県徳島市かちどき橋1丁目41番地に置く。

### (支部)

第3条 本会に支部を置くことができる。

支部に関する事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (目的)

第4条 本会は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進と林業の振興を図り、県土の保全、水源のかん養等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させることにより、県民の福祉向上及び国際貢献に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力に関する総合企画
- (2) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）。以下「法」という。）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理
- (3) 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者に対する交付金の交付並びに森林整備等の実施及び森林整備等に関する調査及び研究
- (4) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供
- (5) 植樹行事に関する事業
- (6) 森林・林業の普及啓発に関する事業
- (7) 林業関係団体との協力及び林業振興対策の推進
- (8) 林産物の利用開発及び流通に関する調査研究
- (9) 緑と水の森林基金に関する事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 本会を構成する会員の種別及び会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 県及び市町村並びに本会の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体または個人であつて、賛助会費を納める者及びこの事業に協力する者。
- (3) 特別会員 本会に功労のあつた個人及び団体または、学識経験者で総会において推薦された者。

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別会員は、理事長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 3 理事長は、第1項の承認があつたときは、その旨を当該申し込みをした者に通知するものとする。

### (脱会)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があつたとき。
  - (2) 会員たる資格を喪失したとき。
  - (3) 成年被後見人若しくは被保佐人になつたとき、又は破産の宣告を受けたとき。
  - (4) 死亡又は解散したとき。
  - (5) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。
  - (6) 除名されたとき。
- 2 前条第1号の申出は、理事長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を理事長に提出しなければならない。

### (除名)

第9条 本会は、会員がこの法人の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、その会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、本会は、除名の議決を行う機会において、議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、除名の決議があつたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

### (出資金及び会費、拠出金品等の不返還)

第10条 正会員は、入会の際に、会員の種別に応じて総会で別に定める出資金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度、会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の出資金、会費及びその他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

#### (届出)

- 第11条** 会員は、その氏名又は住所(会員が団体である場合には、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款若しくは寄付行為若しくはこれらに代わるべき規程)に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。
- 2 会員が団体である場合には、あらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者を本会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## 第3章 役員

#### (役員の数及び選任)

**第12条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上20人以内
- (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、4人以内を副理事長、1人を常務理事とする。
- 3 理事は、次の各号に定める者を充てる。
  - (1) 正会員の中から総会において選任された者。
  - (2) 正会員以外の者であって総会の承認を受けた者。ただし、5名以内とする。
- 4 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 5 常務理事は、理事の中から、理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- 6 監事は、正会員の中から総会において選任する1人又は2人及び理事長が総会の承認を得て委嘱する者1人とする。
- 7 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 8 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければならない。
- 9 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければならない。

#### (役員の職務)

**第13条** 理事長は、本会を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、理事長のあらかじめ指定する順により、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事長、副理事長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産および会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計および業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、または招集すること。

#### (任 期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解 任)

第 15 条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の 7 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

#### (会 長)

第 16 条 本会に、会長を置くことができる。

- 2 会長は名誉職とし、理事会の議決を経て定める。

#### (報 酬)

第 17 条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

## 第 4 章 総 会

#### (構 成)

第 18 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、理事長がこれにあたり、理事長に事故あるときは、副理事長がこれに代わり、理事長、副理事長ともに事故あるときは、理事の互選によりその 1 名がこれにあたる。
- 4 臨時総会の議長は、会議のつど会員の互選で決める。
- 5 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に開催する。
- 6 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会において必要と認めるとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(3) 第13条第5項第4号により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (招 集)

**第19条** 総会は、前条第6項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第6項第2号の規定により請求があったときは、理事長はその請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

#### (議決方法等)

**第20条** 総会は、正会員総数の過半数に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において、各1個の表決権を有する。

3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

4 総会の議事は、第22条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### (権 能)

**第21条** 総会は、この定款において別に定めるもののほか、総会の運営に関する重要な事項を議決する。

#### (書面表決等)

**第22条** やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

#### (議事録)

**第23条** 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第25条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し又は決定するものとする。

(1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法に関すること。

(4) 諸規程の制定又は改廃に関すること。

(5) その他理事会において必要と認めた事項。

(規定の準用)

第26条 第18条第6項第2号、第19条第3項、第20条（第3項ただし書を除く。）、第22条及び第23条の規定は、理事会について準用する。

## 第6章 緑の募金

(運営協議会の設置)

第27条 本会に、毎事業年度の緑の募金に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、本会の諮問に応じて調査審議する機関として運営協議会を置く。

(組 織)

第28条 運営協議会は、委員15人以上25人以内で組織する。

2 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者等のうちから、知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会会長)

第29条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総理する。

- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれにあたる。
- 4 運営協議会会長に事故あるときは、委員のうちから、運営協議会会長のあらかじめ指定する者がその職務を代理し、運営協議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委 任)

**第 30 条** この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 7 章 林業振興協議会

(林業振興協議会)

- 第 31 条** 本会に、第 5 条第 6 号から第 8 号に掲げる事業に関する重要事項を、本会の諮問に応じて調査審議する機関として、林業振興協議会を置く。
- 2 林業振興協議会は、特別会員及び森林の整備等を推進する団体で組織する。
  - 3 理事長は、林業振興協議会の代表者 1 名を、第 1 2 条第 3 項の理事として推薦するものとする。
  - 4 林業振興協議会の運営に関する規約は別に定める。

## 第 8 章 事務局等

(事務局及び職員)

- 第 32 条** 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に職員を置く。
  - 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(業務の執行)

**第 33 条** 本会の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 34 条** 本会は、事務所に定款で別に定めるもののほか、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 役員名簿 (氏名及び住所を記載した名簿)
  - (4) 事業報告及び事業年度に係る計算書類並びに財産目録
  - (5) 事業計画及び収支予算書
  - (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (7) 監査報告
  - (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 資産及び会計

### (資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金、会費及び賛助会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

### (経費支弁の方法等)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 緑の募金による寄附金に係る経費については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

### (借入金)

第38条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会による議決を経て、長期借入金の借入れをすることができる。

### (事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第40条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会、第5条第6号から第8号に係る部分については林業振興協議会の意見を聴いた後、理事会の議決を経て、県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### (事業概況報告及び収支決算書等)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会、第5条第6号から第8号に係る部分については林業振興協議会の意見を聴いた後、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業概況報告書
- (2) 収支決算書

- (3) 正味財産増減計算書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。
  - 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。
  - 4 理事長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書について、総会の議決を経て、毎事業年度開始の日から2月以内に、県知事に提出しなければならない。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第42条** この定款は、理事会及び総会において正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経て、県知事の認可を受けなければ変更することができない。
- この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

### (解 散)

- 第43条** 本会は、法令に定められた事由によるほか、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経なければ解散することができない。

### (解散の場合の残余財産の処分)

- 第44条** 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、県知事の許可を受けて、本会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

### (委 任)

- 第45条** この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 創立総会で選任された理事、監事の任期は本会の成立の日より起算する。

### 附 則

- 1 この変更は、知事の認可のあった日（平成8年1月25日）から施行する。
- 2 現任の役員は、第12条の規定にかかわらず、次期総会で新たな役員が選出されるまでの間、その職務を引き続き行う。
- 3 知事の認可のあった日（平成8年1月25日）現在において本会の正会員であった者のうち、森林組合及び徳島県森林組合連合会以外の者は、特別会員へ移行するものとする。ただし、正会員を希望する者は、知事の認可のあった日（平成8年1月25日）から1か月以内に本会に申し出、理事会の承認を得た場合は、第6条第1号の規定にかかわらず、

正会員の資格を有するものとする。

**附 則**

- 1 この変更は、知事の認可のあった日（平成17年5月30日）から施行する。
- 1 この変更は、知事の認可のあった日（平成21年5月29日）から施行する。
- 1 この変更は、知事の認可のあった日（平成22年6月 7日）から施行する。
- 1 この変更は、知事の認可のあった日（平成23年5月26日）から施行する。